

愛媛大学における学習支援方針

〔令和8年3月11日〕
制 定

（趣旨）

1. 愛媛大学（以下「本学」という。）は、高い水準でのディプロマ・ポリシーの達成及び学生の意向に沿ったキャリア形成を実現するため、学生の多様な学習上の目標や課題に対応し、全ての学生が適切に履修し、意欲的に学習できるように支援する。このため、入学前から卒業・修了までの継続的な学習支援に関する方針を定める。

（定義）

2. 本学における「学習支援」とは、学生の学習目標の達成及び学習に関わる課題解決の支援を個別又は組織的に提供する活動の総称をいう。

（対象学生）

3. 本学が提供する学習支援は、入学予定者及び本学に在籍する全ての学生を対象とする。

（支援の実施体制）

4. 本学は、学部・研究科・学環、教育・学生支援機構、教育学生支援部その他の学習支援に関わる全ての組織が連携し、学習支援を行う。
5. 本学は、学習支援を提供するにあたり、教員、職員及び学生が協働する。
6. 本学は、学習支援に必要な知識及び技能について本学が定める基準を満たす者を、アカデミック・アドバイザーとして認定し、関連組織に配置する。

（支援の方法等）

7. 本学は、授業、セミナー、個別面談、グループ面談等の方法により、学習支援を提供する。
8. 本学は、提供した学習支援の成果を分析及び評価し、その結果を踏まえて支援の改善を行うとともに、教育改善等に活用する。

（支援者の研修等）

9. 本学は、学習支援を担当する教員、職員及び学生に対し、支援を受ける学生の多様性に対する理解を深めるとともに、学習支援に必要な知識及び技能を習得させ、

並びにその能力及び資質を向上させるため、必要な教材の開発及び研修を実施する。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。